



解明!

犯罪対策

～社会安全政策入門～

第5回

総合的な犯罪対策 ～発生要因への対策

警察大学校警察政策研究センター所長 田中法昌

1 犯罪対策の対象～3つの要因への対策

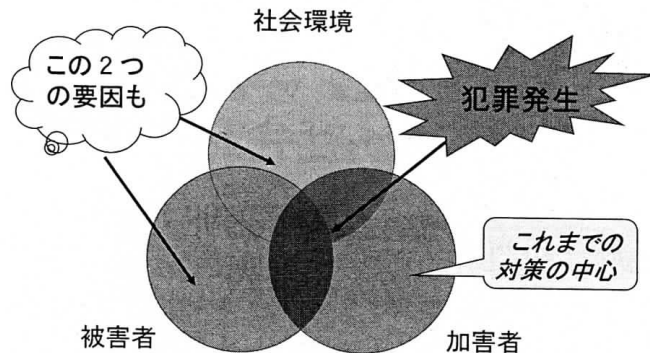
第1回で述べたように、犯罪は、被害者と加害者が一定の社会環境の中で会うことによって発生します。したがって、犯罪を効果的に予防するためには、この3つの要因に応じた適切な対策をとることが必要になります。

これまでの犯罪対策の主流は、犯罪の発生を受けて、事後的に犯罪者を発見・確保し、裁判などの手続にかけ、再犯防止対策をとる、というものでした。しかし、このやり方では、相当の被害が出ないと犯罪対策が開始されないことになりかねません。また、司法手続では、被疑者の人権が十分擁護される仕組みになっていますから、実際に犯罪を行った者が必ず処罰を受けるとは限りません（「疑わしきは罰せず」。「たとえ百人の罪ある者を逃しても一人の無辜を罰するなかれ」というのもありましたね）。仮に有罪となったとしても、執行猶予になってそのまま社会に復帰することも多く、実刑判決を受けて刑務所に入ったとしても、出所後の再犯罪を防止できるとも限りません。司法手続が犯罪の防止にどの程度有効なのかは、はっきりしないのです。

そこで、犯罪発生前の犯罪予防対策が、より効率的な犯罪対策として英米で注目されたわけです。この、犯罪の起こる環境、潜在的な被害者に対する対策は、我が国でも実行され、その効果が実証されたのはこれまでに述べてきたとおりです。一方で、犯罪者に対する対策もやはり重要であることは否定できません。特に、最近では、司法手続以外のものも考案され、実行されてきています。

そこで、以下、犯罪発生に寄与する要因ごとに代表的な対策を挙げてみましょう。

犯罪対策の対象



2 社会環境への対策

犯罪の発生しにくい社会環境をつくることにより犯罪予防を行おうとするものです。この対策は大きく分けて、

- * 人的、機械的な方策による犯罪予防
- * 法規制などの社会制度による防犯対策

の2つに分かれます。この連載では、これまで「新しい」対策として説明してきたものです。

(1) 人的、機械的な方策による犯罪予防

i 見守り（監視）力の強化

- ・コミュニティの強化～顔や名前を知っている人が多ければ、犯罪の誘惑に対抗する力となります。少年による街頭犯罪などは起こりにくくなるでしょう。
- ・学校などでの教育～老人などの社会的弱者への支援・見守りが当然だと思ひ、実行する人が増えれば、ひったくり、振り込め詐欺等の被害に遭いにくい地域社会になるはずです。
- ・住民の目による地域防衛～散歩を兼ねたパトロール、不審者への声かけが行われれば、侵入窃盗等の防止に効果が出ます。
- ・ボランティア団体、警備業者などによる防犯パトロール～ボランティアによる犯罪予防活動は、コミュニティの強化につながる点でも効果があります。一方、善意に基づく活動は継続性確保という面で難点があります。プロによる活動と相補的に行われることが必要でしょう。
- ・警察官による街頭監視、交通検問、巡回連絡～車より自転車、自転車より徒歩のパトロールが犯罪の抑止に効果的です。検問も、検挙のみを目的と

するのではなく、犯罪者に警察の存在を意識させるだけでも犯罪防止効果があることに着目すべきでしょう。巡回連絡も同様の防犯効果があります。

- ・防犯カメラ～イギリスでは、400万台以上の監視カメラが整備されているそうです。見られていると意識させることによる抑止効果と同時に、視覚及び聴覚的記録が保存されていることにより犯罪捜査が容易になり、犯罪の検挙が効率的に行われることも大きな効果といえましょう。読者の皆さんも、パチンコ店舗などの防犯カメラシステムを一度見学してみてもいいかもしれません。
- ・商品へのICタグ添付～窃盗防止に効果があります。
- ・カード利用状況のリアルタイム監視～現在でも、クレジットカードに関しては、24時間、リアルタイムでその使用状況を監視し、不審点があれば電話で確認するシステムとなっています。キャッシュカードにおいてもこのシステムが整備されれば、振り込め詐欺などは大幅に減少するでしょう。
- ・公私の団体によるサイバーパトロール～サイバー空間には交番がありません。現実社会と同様、違法行為がないか発見する活動が必要なのです。

ii 防犯に留意した物理環境整備～街路・公園などの公的な環境、個人の住宅において犯罪への抵抗力を高める対策

- ・見通しのよい公園、集合住宅、駐車場の設計～iと関連しますが、見守り（監視）しやすい環境が整備されれば、そこは犯罪の対象となりにくいです。
- ・街路灯、防犯灯の整備による照度確保～これも監視しやすい環境づくりのための施策です。
- ・外部からアクセスしにくい構造の団地、公園～逃げにくいところには泥棒は来たがらない、ということです。ただし、監視性が低ければ、逆に犯罪の温床になりかねません。
- * なお、以上はCPTED（環境設計による犯罪予防）でしたね。
- ・割れ窓理論～落書きや投棄ゴミの清掃、ビラ、看板整理の徹底など物理的にきれいな環境をつくることによって、犯罪者が犯罪を起こしにくくする方法です。この施策は、住民参加で行うことによってより効果的となることを忘れてはいけません。

(2) 法規制などの社会制度による防犯対策

i 犯罪の早期発見のための法規制、社会システム

- ・古物営業、質屋営業の規制～古物営業法、質屋営業法では、犯罪被害品の流通などを防止する法的な仕組み（古物の買い受け時、質入れ時の確認、

盗品の疑いがある時の警察への申告義務)があります。窃盗の防止に役立つ制度です。

- ・異状死体の届け出義務～死体解剖保存法では、解剖された死体に犯罪と関係ある異状があると認めた場合に、警察署長への届け出を義務付けています。
- ・盗難車登録システム整備～ある車が盗難車かどうか分かるシステムがあれば、自動車盗検挙に効果的です。日本では、損害保険協会と中古車販売業界の協力で対策が推進されています。

ii 犯罪に利用されるものの制限

- ・銃器所持規制～我が国では、拳銃の所持は原則的に禁止され、猟銃についても許可要件は厳格です。その結果、銃器を使用した犯罪は極めて少なく、これが我が国の良好な治安(特に殺人事件の少なさ)に大きな影響を与えています。
- ・ピッキング用具の所持禁止～建物侵入犯罪の予防のため、ピッキング用具等の所持を禁止する法律(特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律)が施行された後、ピッキングによる犯罪被害は激減しました。犯罪に利用される道具の所持を可罰化することが犯罪予防に効果的であることを実証したのです。
- ・振り込め詐欺利用口座の凍結、犯罪に利用される携帯電話番号の使用禁止～いずれも犯罪を容易にする道具として使われる銀行口座、携帯電話を使用できなくすることで事後の犯罪を予防できます。
- ・路石等の撤去～かつて、デモ等が頻発していた時代に、警察では、道路管理者などの協力を得て、投石の材料となる路石を撤去しました。これは、今考えるとまさに状況的犯罪予防だったといえます。
- ・スポーツ会場などでの瓶飲料の販売停止～路石の撤去と同様の犯罪予防対策ですね。

iii 犯罪を発生しにくくする規制

- ・許認可などの事前規制～行政による事前のチェックを緩和すると犯罪が容易になることが多いのです。自動車輸出手続の規制緩和の場合は、盗難車両の密輸を増加させることにつながりました。規制緩和は、安全という点から見た対策をとった上でなされるべきでしょう。
- ・銀行口座開設、携帯電話契約時等の本人確認～オレオレ詐欺やマネーロンダリング対策として導入されました。徹底されれば大変効果があると考えられます。

- ・外国人入国時の指紋採取～これは、テロ対策として導入されたのですが、侵入強盗、薬物密輸などの犯罪を実行するために我が国に入国する職業的な犯罪者対策としても有効でしょう。イギリスでは、外国人の入国時にDNA情報を取得するそうです。これはさらに犯罪対策に効果的といえます。
- ・顔認証システム～たばこ自動販売機に、皺などで成人かどうかを判断する顔認証システムの導入が検討されているそうです。駅などでの監視カメラにこの機能があれば、危険な容疑者の検挙に役立つでしょう。
- ・ネットワークコンピュータへの不正アクセスの禁止～「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」は、ネットワーク化されたコンピュータへの不正なアクセスを禁止することによって、不正アクセス後に行われるであろう行為(詐欺、情報の不正入手)を防止する効果もあります。
- ・携帯電話などへのフィルタリングソフト、違法ソフト利用者のネット接続切断～インターネット利用犯罪の被害を防ぐには、その利便性を制限することが効果的です。

状況的犯罪予防の発展にしたがって、各種の施策が進展してきたわけですが、こうやってしてみると、これまでも(社会環境対策と認識されていたかどうかはさておき)実行されてきたものも多いのです。

3 被害者側からの対策

ここで検討するのは、被害者側から行うべき犯罪対策です。これまで「被害者対策」と呼ばれることの多かった「被害者支援」とは区別して下さい。これは、犯罪への被害者側の防御力強化対策と被害者による犯罪情報取得に基づく対策(防犯行動の選択)に分かれます。

(1) 被害者側の防御強化

被害者側が防御を強化することは、犯罪者を寄せ付けないための効果的な犯罪予防策です。

- ・鍵の強化～自宅の鍵をピッキング対応鍵へ変更する、自動車にイモビライザーを装備するなど。
- ・単体の強化～自動販売機への防御アーム設置、ATMの構造強化により容易に現金を窃取されないような構造にするなど。
- ・犯罪被害時の通報システムの整備～コンビニ、銀行などに緊急通報機整備を、屋外設置ATMに自動発報装置を整備するなど。
- ・暗証番号管理～キャッシュカード等の盗難対策として、電話番号、誕生日など推測されやすい数字を暗証番号としない。パソコンのパスワード管理も同様です。

- ・パソコンへの侵入防止～対ウイルスソフトの導入、フィルタリングサービスの採用など。ファイル交換ソフトを使わないことも大事ですね。

(2) 防犯行動の選択を促す犯罪関連情報の提供と取得

情報の取得によって、個人が犯罪予防を自分のこととして考え、行動することが重要です。情報を垂れ流すことが目的ではありません。

- ・公的機関による情報提供～学校等における防犯教育、防犯相談窓口の開設、防犯資器材の提供などが考えられます。警察等から得た情報を住民自身で検討し、活用してくれるよう、提供する側も工夫することが必要です。
- ・認定と公表～防犯性能の高い建物部品の認定、防犯モデルマンション・防犯モデル駐車場の認定を行った上でその情報を公表すれば、より防犯性能の高い製品、サービスへの選好が強まるはずです。そうなれば、今度は業者自身が防犯性能向上による利益を追求することとなります。かつて私が環境庁に勤務していた頃、電気自動車等の低公害車の普及を進めるため何度も業界と交渉しましたが、「環境では売れませんよ」の一言でした。それがどうでしょう！ 今や「環境に優しい車、二酸化炭素排出量が少ない車」が売り物になるのです。防犯性能が売り物となることも決して困難ではないと思います。
- ・情報提供～これまではファクスシステム利用やチラシの配布が主でしたが、今後は携帯メール利用が主流となるでしょう。犯罪情報を住民が活用するためには、素早く個人への情報提供を行える仕組みが効果的だからです。
- ・地域安全マップ～地域安全マップの目的は「地図作成」ではありません。その作成によって、危険な場所とはどこなのかを考え、どう対応すべきかを自ら検討することに意義があります。さらに、作成途中で地域住民同士の会話が進むことによって、コミュニティが強化されることも期待できます。
- ・危険回避～犯罪情報を得た住民はどのように行動するでしょうか？ この地域は危険だという判断になった場合は、より安全な地域への移動もあります。そこに留まる場合は、危険な地域への立ち入り回避、危険時間帯の外出回避により被害を防止することでしょう。ところで、我々の社会で問題なのは、この自ら判断し行動するという点が弱いことではないでしょうか。自分が犯罪に遭う危険性を考えないで行動している人が多すぎるのかな、というのが正直な私の感想です。

4 加害者への対策

これまでの刑事法学の中心的な課題であり、犯罪学の主要な関心事でありまし

た。刑事手続に基づくものと行政的手法によるものに分けて考えてみましょう。

(1) 刑事手続に基づくもの

- ・捜査～一般的には、犯罪の認知により捜査が開始されます。警察は第一次捜査機関として「犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する」ことが刑事訴訟法（第189条）により義務付けられており、その責務は重大です。しかしながら、警察の捜査は、単に公判の準備という刑事訴訟法によって定められた機能に留まるものではなく、犯罪抑止のため重要かつ多様な働きをしていると考えられます。例えば、

- ・犯罪者に対する警告
- ・取り調べによる反省の促進
- ・逮捕による犯人の一時的な隔離

などです。この点については、第7回で詳しく説明します。

- ・刑罰による本人、犯罪予備軍への威嚇～犯罪の特別予防、一般予防といわれているものです。
- ・更生教育～特に少年の場合、教育による将来の犯罪予防の可能性が高いと考えられ、処罰よりもその更生支援を重視します（発達の犯罪予防といえます）。成人についても、刑務所での職業訓練などが重視されています。
- ・治療～性犯罪者などの精神的な問題を抱える犯罪者について、投薬、カウンセリング療法などを行います。心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者については指定医療機関への入院制度もありますね。

(2) 行政的対策によるもの

- ・更生支援～これまでも保護司による支援が行われてきました。最近では、特に少年について、地域社会との連帯を通じて、被害者・地域社会との関係を修復させようとする試みが行われています（restorative justice：「修復正義」などと訳されますが、「関係修復的手法」とした方が分かりやすいと思います。）。)
- ・軽微な秩序違反行為への注意、警告～ゼロトレランスの考え方です。軽微な犯罪、または犯罪以前の秩序違反行為を早い段階で発見し、警告・指導することにより犯罪を防止していこうとするものです。我が国でも、少年警察は、少年補導という形でこのような手法を実行してきたといえます。イギリスでは、法律で、警察による譴責・警告処分を認め、少年の軽微な違法行為に対処しています。
- ・違法性の宣告～犯罪的な反社会的行為を行う者に対して、犯罪かどうかグレーゾーンの段階で警告することにより、犯罪を防止しようとするものです。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（暴対法と呼ばれることが多いのですが、この呼び方は、犯罪の予防手段を定めたこの法律の略称としては適当ではないと思います）による暴力的要求行為の中止命令が典型的な例です。「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の警告も同様の制度です。

- ・犯罪者の公表～これは、特に性犯罪者について、英米などで行われています。犯罪者の再犯の危険性を個別に判定し、危険性の高い者については、氏名、住所、写真、使用車両などの個人データを公表することにより、企業、地域社会や個人の犯罪予防を支援する制度です。
- ・賠償責任の強化～「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団の代表者等（組長）の無過失損害賠償責任がその例です。金銭的な利益を求めての犯罪については大変抑止効果があります。
- ・行政的な措置～「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による事務所の使用制限がその例です。
- ・貧困、差別、失業、病気などの社会的要因の改善～ある者が犯罪者になった原因の相当の部分はこのような社会的な問題でしょう。貧困や差別のない社会とするような社会政策が成功すれば、犯罪が激減することは間違いないように思われますが、問題はそれをどうやって実現するかです。組織犯罪やテロリズムの根源対策は、この社会的要因の改善であると考えられます。外国人労働者の導入は、本人やその子弟への社会保障や教育の充実などの措置が執られなければ、犯罪の温床を作り出すことになるでしょう。

以上、犯罪の3要因をターゲットとした対策を概観してきました。何を対象にどのような犯罪対策をしたらよいのかについて、このように分類して検討すると分かりやすいと思いませんか？ 効果的な犯罪対策のためには、犯罪の種類、犯罪者の態様によってこれらの対策のうち適切なものを選定・組合せ、適切な対策主体によって正しく実行されることが必要です。そこで、次の問題は、犯罪対策の主体、そして犯罪対策の実行方法ということになります。この点については次号で。

〈参考図書〉

- ・現場警察官権限解説 立花書房：田村正博 編著
- ・安全はこうして守る ぎょうせい：小宮信夫 編著

（たなか・のりまさ）